

2009年春 電子署名・認証業務 利用促進セミナー

# 電子署名及び認証業務に関する法律 の施行状況等について

総務省情報流通行政局情報流通振興課

法務省民事局商事課

経済産業省商務情報政策局情報セキュリティ政策室

# 目次

- 1 電子署名の利用場面
- 2 電子署名法制定の背景
- 3 電子署名法の概要
- 4 電子署名・認証業務の普及状況
- 5 電子署名・認証業務の利用事例

# 1 電子署名の利用場面

# 電子署名の利用場面（1）

## B 民間企業



② 商業登記に基づく電子認証制度の電子証明書  
商業登記法第12条の2第1項及び第3項の規定に基づき登記官が作成した電子証明書  
19年度年間発行件数約5.4万件  
19年度末有効枚数約1.2万枚  
BtoG

## 政府機関等 G



① 電子署名法に基づく認定認証事業者による電子証明書  
電子署名及び認証業務に関する法律第13条第1項に規定する電子証明書  
19年度年間発行枚数約11.3万枚（累計42.7万枚）  
19年度末有効枚数25.7万枚  
BtoB、企業内（inB）  
その他B-G-C用途

③ 公的個人認証サービスの電子証明書  
電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律第3条第1項に規定する電子証明書  
20年3月末累計発行枚数約70万枚  
（参考：19年9月末累計発行枚数約27万枚）  
CtoG



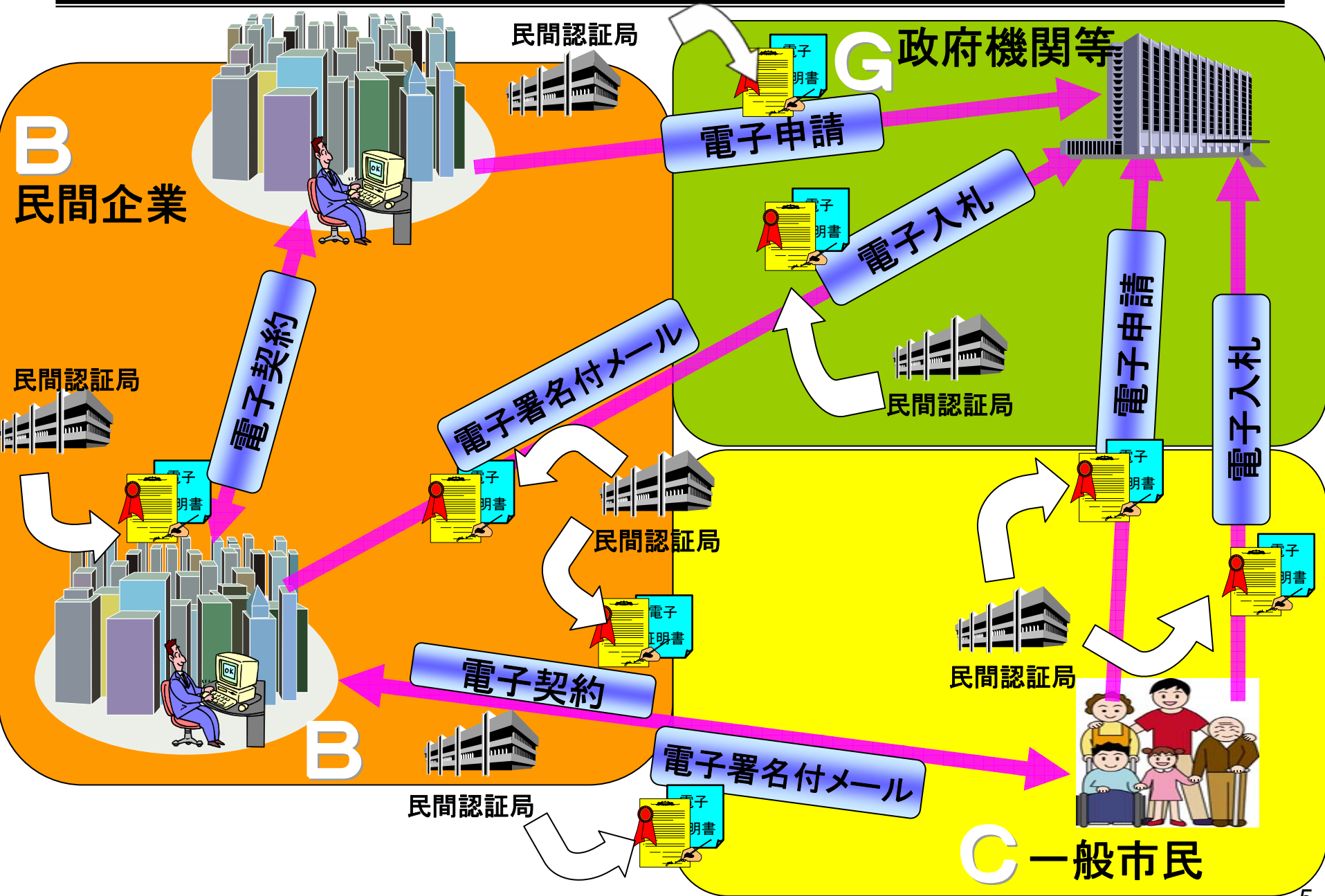
## 民間企業

④ 一般（民間）の電子証明書  
BtoC、BtoB、inB



## C 一般市民

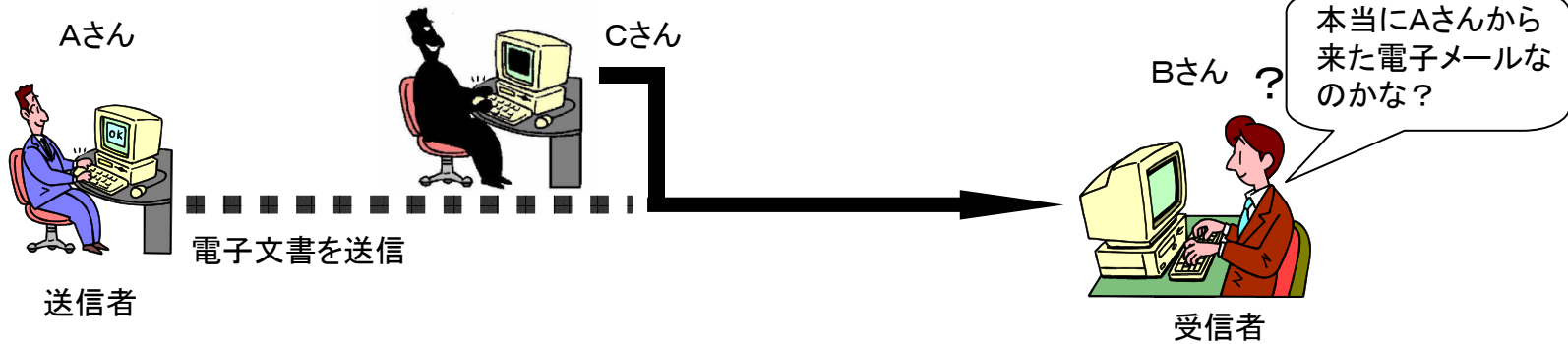
# 電子署名の利用場面 (2)



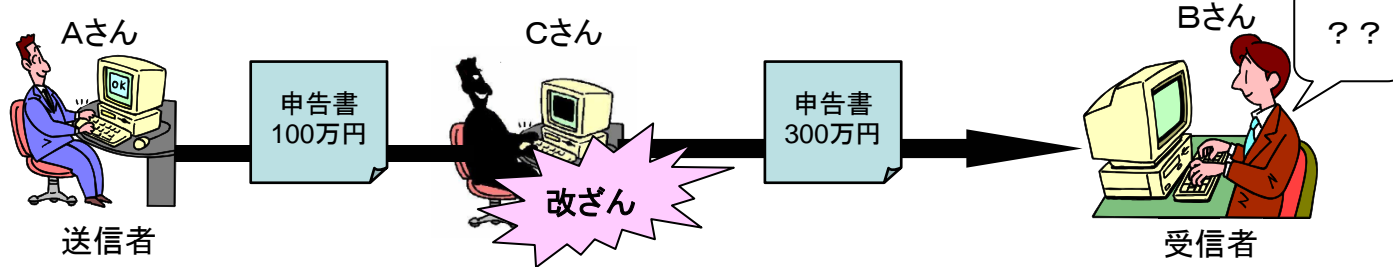
## 2 電子署名法制定の背景

# デジタル社会における脅威

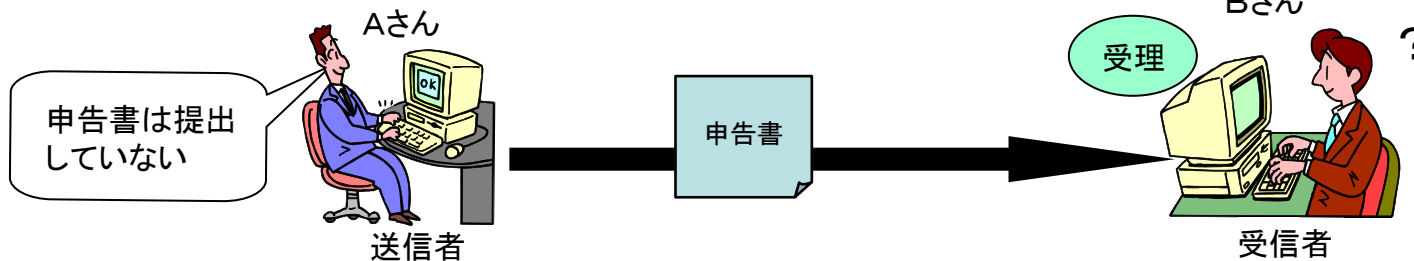
## ① なりすまし (電子文書やメール等の送受信において、文書作成者の特定が困難)



## ② 改ざん (受信した電子文書の内容が他の者に書き換えられたか判別が困難)



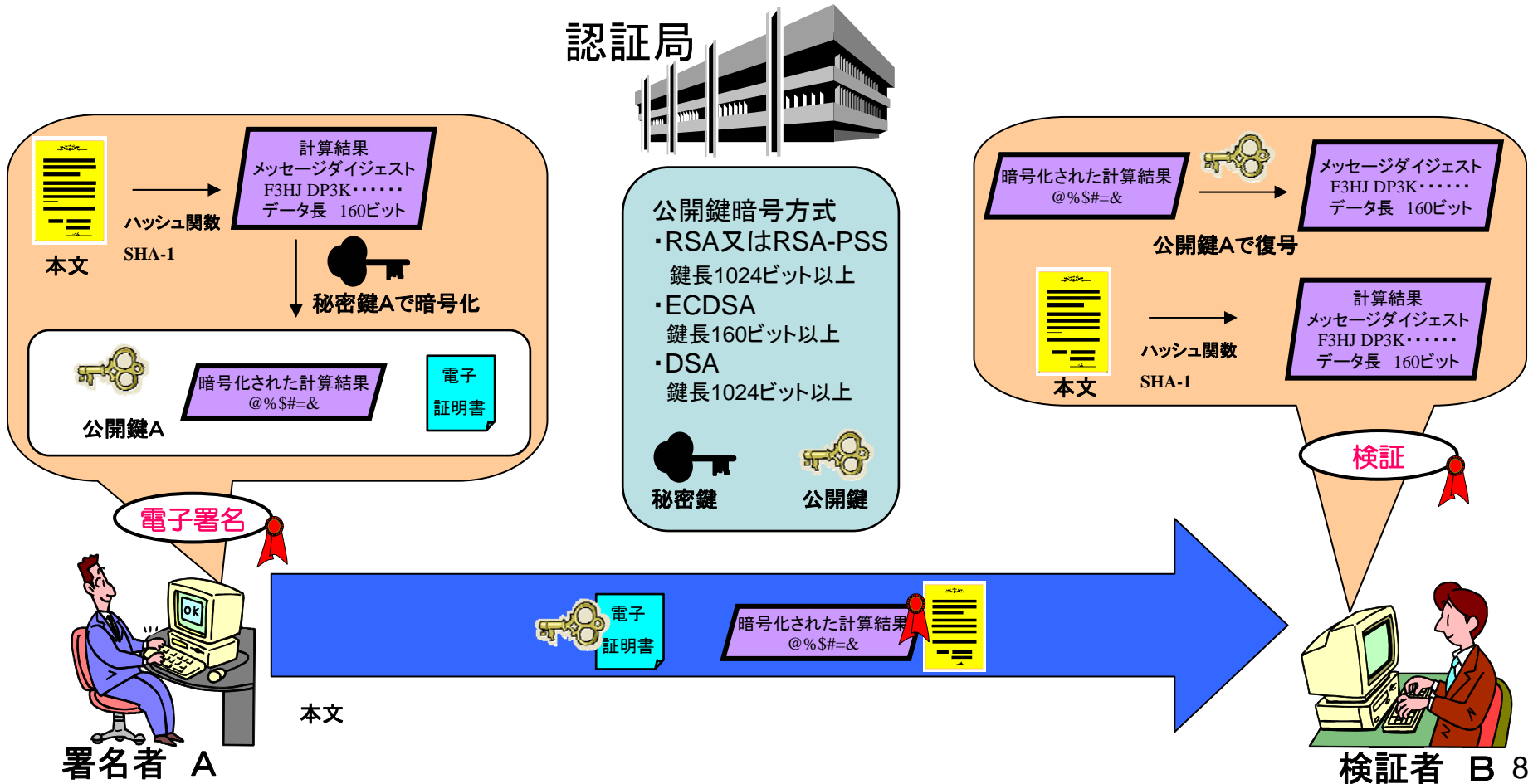
## ③ 送信否認 (送信者が送信したものを否認を防止することが困難)



# 電子署名の基盤となるPKIの仕組み

## PKI (Public Key Infrastructure: 公開鍵認証基盤)

- PKIとは、公開鍵暗号方式に基づく電子認証の技術基盤
- 具体的には、秘密鍵による暗号化(電子署名)、公開鍵による復号化、公開鍵の電子証明書を組み合わせ本人性の確認や文書の改ざんの有無の検知を行うもの
- 公開鍵の電子証明書を発行し、その有効性を証明する第三者機関が認証局(CA: Certification Authority)



署名者 A

検証者 B 8

# 3 電子署名法の概要

# 電子署名の定義

## 電子署名及び認証業務に関する法律

(定義)

### 第二条

この法律において「電子署名」とは、電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。)に記録することができる情報について行われる措置であつて、次の要件のいずれにも該当するものをいう。

- 一 当該情報が当該措置を行った者の作成に係るものであることを示すためのものであること。
- 二 当該情報について改変が行われていないかどうかを確認することができるものであること。

# 電子署名及び認証業務に関する法律の枠組み

(平成12年5月31日法律第102号、一部の規定を除いて平成13年4月1日から施行)

## 電磁的記録の真正な成立の推定

### 電子署名の法律上の取扱いを明確化する

本人による一定の条件を満たす電子署名が付されている電子文書等の真正な成立の推定(第3条)

## 特定認証業務に関する認定の制度等

### 信頼できる認証業務に対する認定制度を導入する

- ① 認証業務の認定(第4条～16条)
- ② 指定調査機関等(第17条～32条)
- ③ 雑則(第33条～40条)
- ④ 罰則(第41条～47条)



電子署名の円滑な利用の確保による情報の電磁的方式による流通及び情報処理の促進



電子商取引等のネットワークを通じた社会経済活動の更なる発展

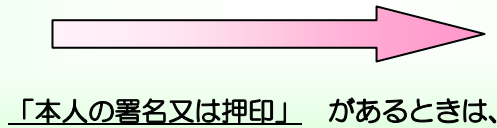
国民生活の向上及び国民経済の健全な発展

# 電磁的記録の真正な成立の推定

【手書きの署名・押印】

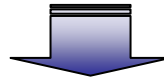
## ○ 民事訴訟法第228条第4項

「私文書は、本人又はその代理人の署名又は押印があるときは、真正に成立したものと推定する。」



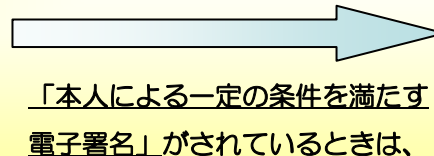
文書の真正な成立（本人の意思に基づき作成されたこと）の推定

類似の仕組みを導入



## ○ 電子署名及び認証業務に関する法律第3条

「電磁的記録であって情報を表すために作成されたもの（公務員が職務上作成したものを除く。）は、当該電磁的記録に記録された情報について本人による電子署名（これを行うために必要な符号及び物件を適正に管理することにより、本人だけが行うことができることとなるものに限る。）が行われているときは、真正に成立したものと推定する。」



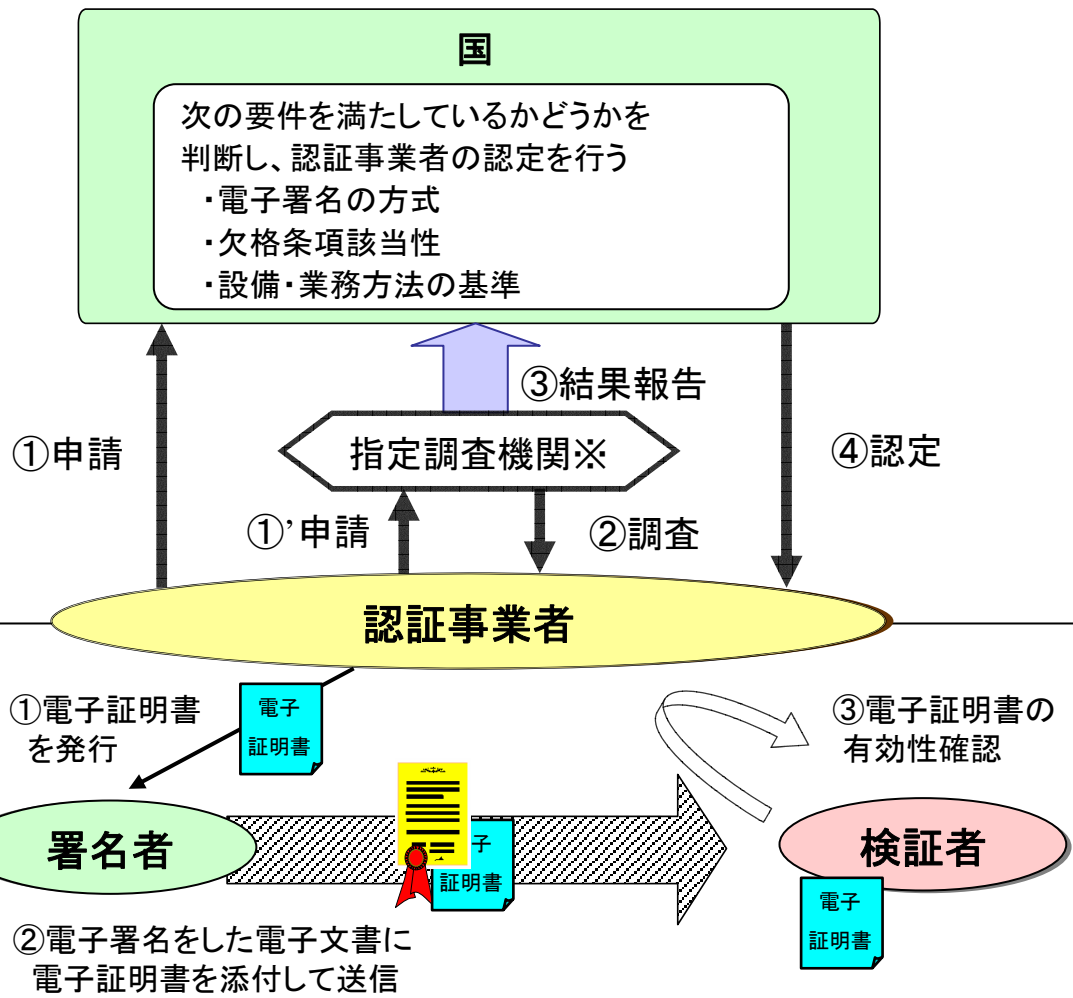
電磁的記録の真正な成立の推定

【電子署名】

# 特定認証業務に対する任意の認定制度

## 任意の認定制度の創設の趣旨

民間の認証業務の健全な発展のため、本人確認の方法等が信頼できるかどうかを国民が判断できる目安を示す制度を導入。



## ※指定調査機関

主務大臣の指定を受け、電子署名法第6条第2項(新規認定)、第7条第2項(認定の更新)、第9条第2項(変更認定)及び第15条第2項(外国における新規認定・認定の更新・変更認定)に基づく主務大臣の認定に必要な調査を行う。

現在は、財団法人日本情報処理開発協会(JIPDEC)を指定。

## 認定の効果

○ 当該業務が認定を受けている旨の表示が可能(法第13条第1項)

→ 認証業務に対する信頼性の目安を提供

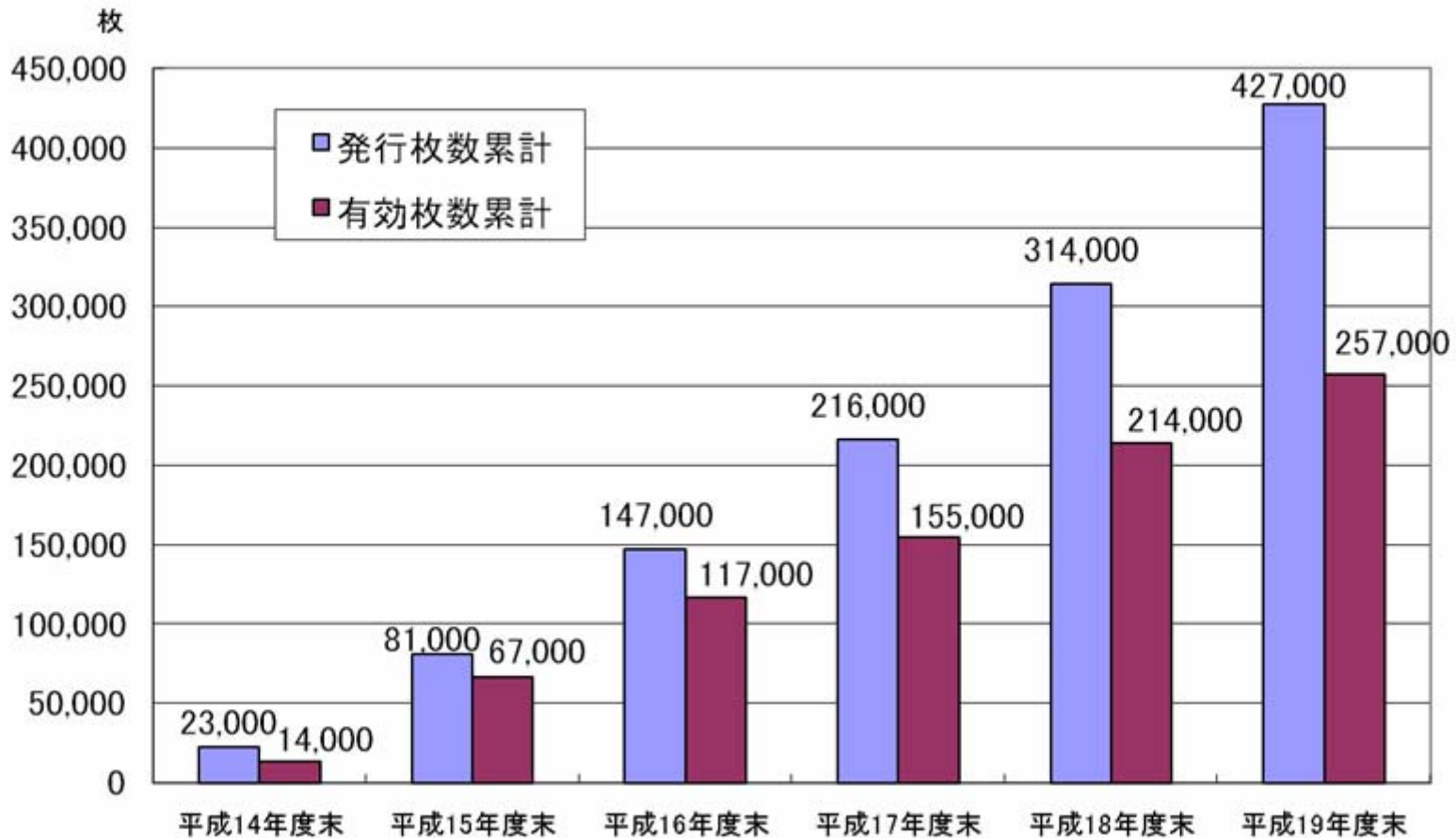


○ 裁判上、第3条の推定効が働きやすくなることを期待

※ また、認定を受けていることが政府認証基盤との相互認証の条件となっている。

## 4 電子署名・認証業務の普及状況

# 認定認証業務に係る電子証明書の発行枚数の推移



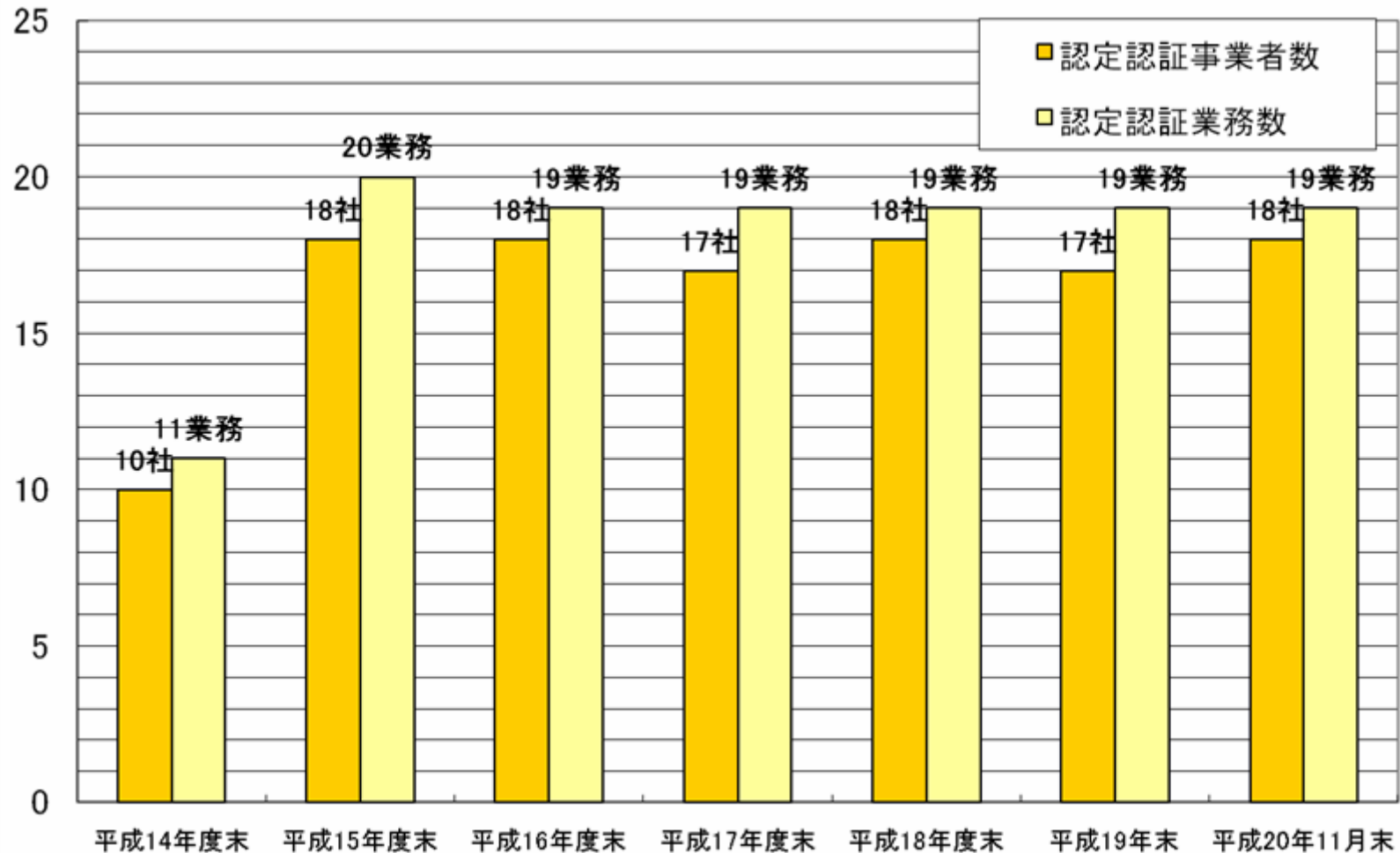
注1: 廃止された認定認証業務に係る電子証明書の発行枚数を含む。

注2: 数字は概数である。(発行枚数と有効枚数の差は「有効期間満了」または「申請等による失効」件数)



**認定認証業務に係る電子証明書は年々、増加傾向**

# 認定認証業務数・認定認証事業者数の推移



(参考)

## ○認証事業者数

- ・法施行前(平成13年):4社程度(ベリサイン、サイバートラスト、日本認証サービス、セコム)
- ・施行後(平成20年):認定認証事業者18社を含む30社前後に増加

# 認定認証業務とその用途について (平成20年12月末現在)

	特定認証業務の名称	会社名	認定日	証明書の主な用途
1	Accredited Sign パブリックサービス2	日本認証サービス株式会社	平成13年10月19日	電子申請／電子入札
2	セコムパスポート for G-ID	セコムトラストシステムズ株式会社	平成14年 7月 4日	
3	AOSignサービス	日本電子認証株式会社	平成14年 8月29日	
4	TOiNX電子入札対応認証サービス	東北インフォメーション・システムズ株式会社	平成14年12月10日	
5	ビジネス認証サービスタイプ1	日本商工会議所	平成15年 3月12日	
6	電子入札コアシステム用電子認証サービス	ジャパンネット株式会社	平成15年 4月21日	
7	CTI電子入札・申請届出対応 電子認証サービス	株式会社中電シーティーアイ	平成15年 9月29日	
8	よんでん電子入札対応認証サービス	四国電力株式会社	平成15年10月 2日	
9	MJS電子証明書サービス	株式会社ミロク情報サービス	平成18年 3月31日	
10	TDB電子認証サービスTypeA	株式会社帝国データバンク	平成15年 2月 5日	電子申請／電子入札 ／電子契約
11	e-Probatio PS サービス	株式会社NTTアプリエ	平成14年11月20日	
12	e-Probatio PS2 サービス	株式会社NTTアプリエ	平成17年11月 9日	
13	CECSIGN認証サービス	株式会社コンストラクション・イー・シー・ドットコム	平成14年 3月26日	電子契約
14	株式会社日本電子公証機構認証サービスiPROVE	株式会社日本電子公証機構	平成13年12月14日	電子公証
15	全国社会保険労務士会連合会認証サービス	全国社会保険労務士会連合会	平成15年 6月10日	電子申請
16	税理士証明書発行サービス	日本税理士会連合会	平成16年 1月16日	
17	日本土地家屋調査士会連合会認証サービス	日本土地家屋調査士会連合会	平成17年12月 9日	
18	司法書士認証サービス	日本司法書士会連合会	平成19年 9月21日	
19	NTTドコモ電子証明書サービス	株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ	平成20年 9月 3日	電子書類の保管

# 民間認証業務のサービスの一例

---

## 【電子署名付きメール等の用途】

### ○日本ベリサイン株式会社

- ・ベリサインセキュアメールID(平成17年4月～)

銀行等が顧客等へ電子メールを送信する際のフィッシング詐欺対策用のサービス。(185,850円/年 他)

- ・ベリサイン個人用電子証明書Class1ライト

メールアドレスを保有しているISP個人会員向けのサービス。  
(3,150円/年 他)

(日本ベリサイン株式会社Webページから)

# 5 電子署名・認証業務の利用事例

# 電子署名・認証業務の活用事例（1）

## 電子入札

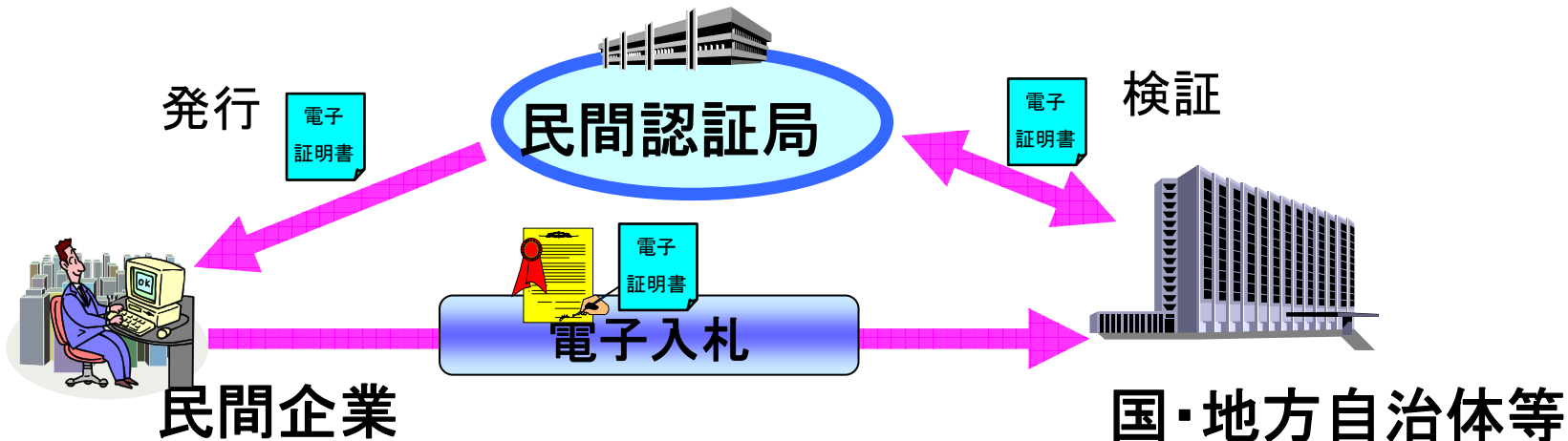
（コアシステムWebページから）

- 平成15年度以降、国、地方自治体を中心に入札制度の電子化が進められ、紙による入札を原則無くしたことから、稼働率の高い電子入札システムが普及。

平成20年12月	中央省庁	公社・機構等	都道府県	政令指定都市	市町村等
（運用中）	9	10	43	17	237
（開発中）	0	1	0	0	225

### 【電子入札コアシステムの導入費用例（市町村の場合）】

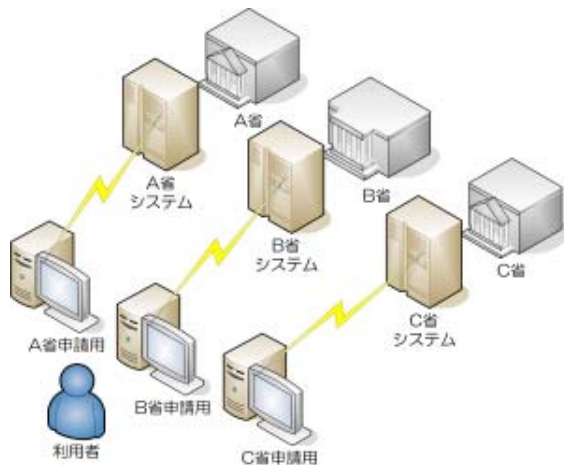
- ・ 一括買取方式 5,250,000円
- ・ リース方式 123,375円／月（保守料 787,500円／年）



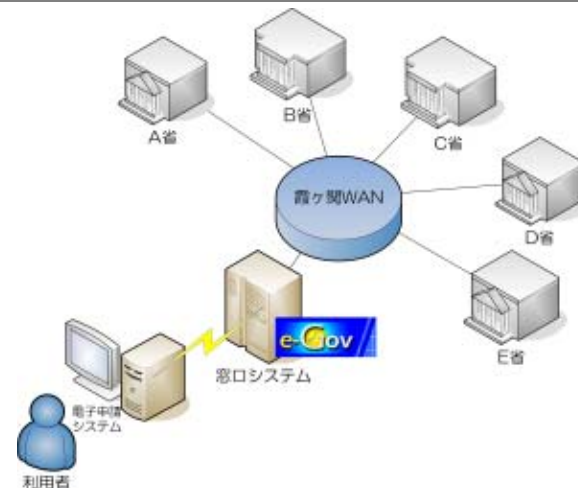
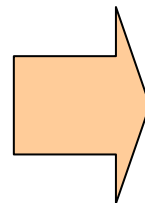
# 電子署名・認証業務の利活用事例（2）

## 電子申請

- ・国への申請・届出等手続14,149件のうち95%の13,448件がオンライン化されている（平成18年度末現在）
- ・平成19年3月に策定された「オンライン利用促進のための行動計画」の対象手続165件のうち、電子署名の利用を求める手続は134件（81.2%）。
- ・e-Gov電子申請システムへの窓口の移行  
各府省が整備した電子申請システムの窓口は、e-Gov電子申請システムが担っている。以前は利用者（申請者）が府省毎に異なるシステム環境を用意しなければならなかったが、現在は単一のシステム環境での利用が可能となっている。



移行前

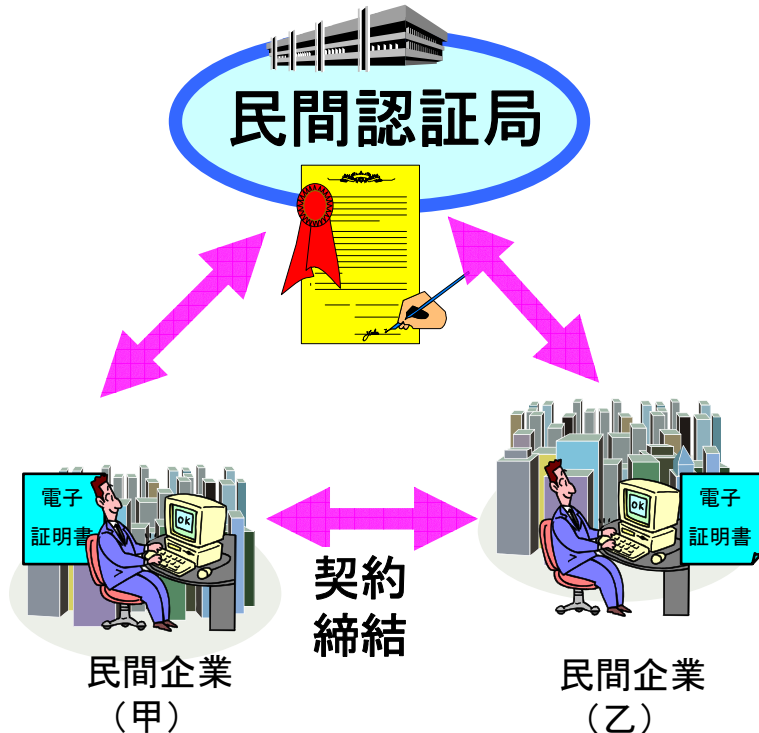


移行後（平成20年2月1日より運用開始）

## 電子契約

企業間の電子契約の締結に係る電子署名の利用は年々拡大。

- ◇業務の効率化（契約書の受け渡し時間の短縮、保管スペースの削減等）
- ◇契約手続の進捗や契約書の案件情報を一括管理
- ◇過去の契約書を簡単に検索・閲覧



【電子契約で実現しているサービスの例】

### ①電子契約書の送受

甲乙二者が電子文書に電子署名するため、契約書の送受をセキュアに行う。

### ②検索、閲覧

契約締結後、甲、乙それぞれが電子契約書を検索、閲覧できること。

### ③原本保管

電子契約書の原本保管

# ご清聴ありがとうございました。

◆ 電子署名に関する情報は、下記ホームページをご覧ください。

➤ 総務省ホームページ

[http://www.soumu.go.jp/joho\\_tsusin/top/ninshou-law/law-index.html](http://www.soumu.go.jp/joho_tsusin/top/ninshou-law/law-index.html)

➤ 法務省ホームページ

<http://www.moj.go.jp/MINJI/minji32.html>

➤ 経済産業省ホームページ

<http://www.meti.go.jp/policy/netsecurity/digitalsign.htm>

# 商業登記に基づく電子認証制度



法務省

# 「電子政府」の実現

---

- 2003年(平成15年)までに、民間から政府、政府から民間への行政手続をインターネットを利用し、ペーパーレスで行える電子政府の基盤を構築する。

商業登記に基づく電子認証制度  
(平成12年10月運用開始)

GPKIのブリッジ認証局と相互認証(平成13年5月)

# 商業登記の役割と正確性の確保

## <役割>

- ① 会社は、登記により法人格を取得
- ② 登記事項に変更があれば、遅滞なく変更登記をする義務
- ③ 登記すべき事項は、登記しなければ善意の第三者に対抗できない。
- ④ 故意過失により不実の登記をした者は、善意の第三者に対抗できない。

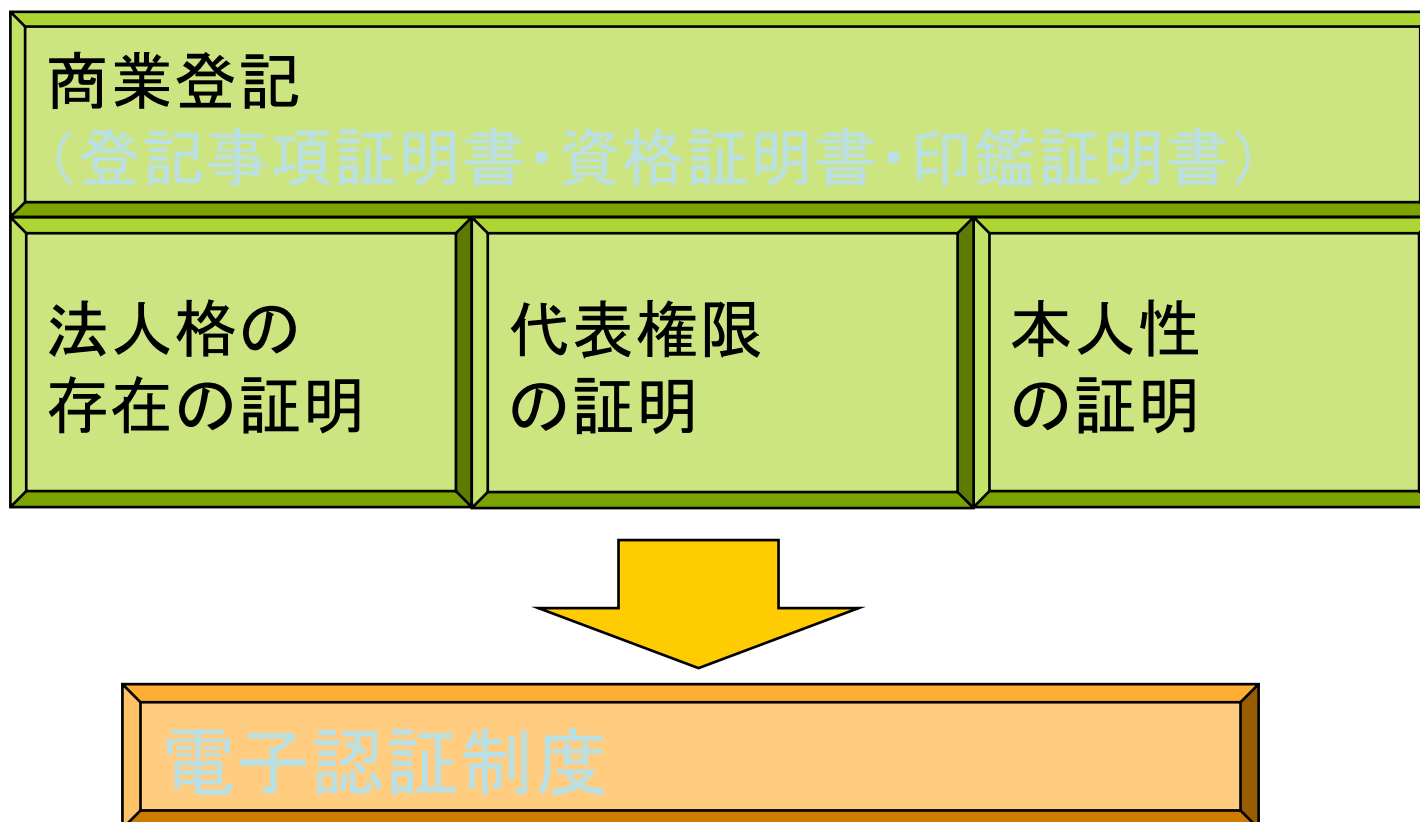
## <正確性確保の手段>

- ① 申請書には添付書面が必要（定款、議事録、市区町村長の印鑑証明など）
- ② 会社代表者の印鑑提出の制度（印鑑証明書）
- ③ 無効・取消しの原因があると、登記申請を却下
- ④ 登記を怠ると過料の制裁
- ⑤ 虚偽の登記申請には刑事罰（公正証書原本不実記載罪）

# 信頼性の高い電子認証制度

---

## ネットワーク社会における商業登記情報の活用



# 商業登記に基づく電子認証制度の特徴

---

- 1 会社代表者の公開鍵について、電子証明書を発行
- 2 会社の「商号」、「本店」、「代表者の資格」をも証明
- 3 法律に基づき登記官が行う公的な証明
- 4 商業法人登記と連携していることから信頼性が高い  
※ 登記事項の変更による失効情報をリアルタイムに反映
- 5 会社代表者の届出印鑑等により本人確認  
※ 個人の印鑑証明書、運転免許証等は不要
- 6 電子証明書の発行請求の窓口が全国の商業登記所
- 7 民間の活力を生かした制度設計

# 商業登記に基づく電子認証制度

---

詳しくは、法務省ホームページをご覧ください。

<http://www.moj.go.jp/ONLINE/CERTIFICATION/>

